

令和6年度第1回土岐市男女共同参画推進会議 資料2

第3次土岐市男女共同参画プランに基づく
令和6年度実施事業計画書

第3次土岐市男女共同参画プラン
令和6年度 事業計画一覧

基本目標	施策の方針		施策	実施事業	具体的な事業の内容	担当課	取組の推進状況を測る指標	単位	基準値 R4	目標値 R6	中間値 R10	目標値 R15
1 男女共同参画意識の高揚	1	男女共同参画の意識づくり	1 多様な媒体による啓発・情報提供の充実	市における啓発	市広報紙、ホームページ、SNSを活用した啓発・情報提供を行う。	市民活動課	啓発・情報提供の実施回数	回	10	10	10	10
				各種団体等における啓発	事業所や各種団体等が会報紙やホームページ等を通じ、啓発・情報提供を実施する。	市民活動課	啓発・情報提供を行った団体数	団体	0	1	2	5
					高齢者の活動団体(老人クラブ・フレイル予防活動補助金交付団体等)に対し実施する出前講座等において、男女共同参画について啓発するチラシを配布し周知する。	高齢介護課	男女共同参画の啓発チラシ配布をした高齢者の活動団体数	団体	0	1	3	5
			2 学習機会の充実	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画に関する講演会を開催する。	市民活動課	講演内容の満足度(「非常に良かった」「良かった」と回答した割合)	%	93	80	80	80
				出前講座の実施	小中学校や事業所など、各種団体の要望に応じ、出前講座を実施する。	市民活動課	講演会・出前講座の実施回数	回	0	1	2	3
				男女共同参画・LGBT等に関する図書、資料の充実及び情報発信	男女共同参画・LGBT等に関する図書・資料を収集し、館内展示、SNS等でPRする。	図書館	男女共同参画・LGBTQに関する館内展示、SNS等でのPR回数	回	1	1	1	1
				PTAや地域による意識啓発のための講座等の開催及び男性の参加促進	PTAや地域による意識啓発のための講座等を開催する。 できるかぎり夫婦で参加できるよう、各会議で紹介、案内をする。またチラシを幼稚園、小中学校全保護者に配付する。	学校教育課	講座への男性(父親)の参加比率	%	23	28	35	50
				高齢者の学習機会の充実	はなの木大学における全体学習の場で、男女平等やLGBTに関するもの、男女共同参画、人権同和教育に関わる研修会を実施する。	生涯学習課	はなの木大学における男女共同参画研修会への男性の参加比率	%	30	32	40	50
	2	学校教育における男女共同参画の推進	1 学校等の教育における男女共同参画教育の充実	男女共同参画教育の推進	各教科や道徳の時間等において、男女共同参画意識を育むことを目的とした授業を行う。	教育研究所	男女共同参画に関する授業の実施校数	校	14	14	14	14
				多様な進路選択ができるキャリア教育の実施	性別にとらわれず、個性を尊重する教育を推進する。	教育研究所	個性や能力を尊重した進路指導の実施校数	校	6	6	6	6
				学校生活における慣習や慣行の見直し	男女混合名簿の活用を継続して実施する。	学校教育課	実施率	%	100	100	100	100
					性別による中学校のジャージの色分けの廃止を継続して実施する。	学校教育課	実施率	%	100	100	100	100
					中学校の女子生徒の制服をスラックスとスカートの選択制を実施する。	学校教育課	実施率	%	67	83	100	100
			2 男女平等教育を推進するための環境整備	教職員等の研修の充実	教職員等への男女共同参画に関する研修の充実を図る。	教育研究所	研修の実施回数	回	1	2	2	4
				学校における働きやすい職場環境の整備	教職員の役割等において、性別による不均衡の解消に努める。	学校教育課	教務主任・生徒指導主事・ICT教育推進委員・進路指導主事における女性の割合	%	35	38	45	50

基本 目標	施策の方針		施策	実施事業	具体的な事業の内容	担当課	取組の推進状況を測る指標	単位	基準 値 R4	目標 値 R6	中間 値 R10	目標 値 R15		
2 女性 活 躍 の 推 進	1	政策や方針 決定の場への女性の参 画	1 審議会等への女性 の参画の推進	審議会等への女性委員の登用推進	「土岐市審議会等設置要領」「土岐市審議会等委員の公募に関する指針」により、 審議会等への女性委員の積極的な登用や、女性が1人もいない審議会等の解消 に努める。	市民活動課	審議会等の女性委員の割合	%	27.6	28	30	33		
				女性が1人もいない審議会等の解消			女性委員がいる審議会等の割合	%	90.7	91	95	100		
			2 政治分野における 女性の参画の推進	議会報告会への女性の参加促進	議会報告会の案内に女性の参加を促す内容を盛り込み、参加を促進する。	議会事務局	女性の参加率	%	－	20	20	30		
							女性の満足度（「非常に良かった」「良かった」と回答した割合）	%	－	20	50	60		
	2	職場における男女共同 参画の推進	1 男女の均等な雇用 機会と待遇の確保	各種法令や制度等についての情報提供	事業所に対し、男女雇用機会均等法等の労働に関する法律・制度や講座等につ いて、チラシやパンフレットの配布、ホームページや広報紙での情報提供を行う。	産業振興課	情報提供の実施回数	回	0	2	2	2		
				職員の男女均等な採用選考ルールに基づ いた採用※	消防における女性消防職員の活躍に向けた取り組みとして、計画的な採用に努め る。	人事課	女性消防職員の割合	%	2.7	3	5	5		
			2 職場における働 き手の意識改革	女性の再就職やキャリアアップに関するセミ ナー等の情報提供	チラシやホームページにおいて、岐阜県等が実施する女性のモチベーションアップ を支援するための講座の情報提供を行う。事業所の関係団体へも周知を依頼する。 。	産業振興課	情報提供の実施回数	回	0	3	3	3		
				職員研修の充実(※)	新規採用職員に対し、意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意 識、性差に対する偏見を解消する研修を実施する。	人事課	新規採用職員への研修の実施回 数	回	1	1	1	1		
					女性職員に対し、キャリアアップのための多様な研修の場を提供する。		セミナー等への女性の参加回数	回	1	1	1	1		
			3 女性活躍の場の 拡大	女性活躍推進企業への登録促進	「えるぼし認定企業」(女性活躍推進法に基づき、女性活躍の推進が優良な事業 所に対し厚労省が認定する制度)への申請の促進を図る。	産業振興課	市内事業所の「えるぼし認定企業」 数	社	0	1	5	10		
				性別にとらわれない多様な職務機会の付与 (※)	性別にとらわれず、多様な職務機会を付与し、特に女性の職域拡大に努める。 。	人事課	市の女性管理職の割合	%	14.8	15	15	30		
							市の女性課長補佐相当職の割合	%	15.2	30	30	30		
			3	地域における男女共同 参画の推進	1 男女共同参画を 推進する人・団体 の育成	地域活動における女性の登用推進	自治会等の各種地域活動団体に対し、女性の積極的登用について啓発する。	市民活動課	地域活動団体(自治会役員、民生 委員、PTA役員、保護司、人権擁 護委員)における女性の割合	%	26.6	27	30	40
						女性団体の活動支援	女性団体が行う事業に対し補助金を交付し活動を支援する。 (土岐市女性連絡協議会・土岐市生活学校)	市民活動課	補助金交付団体数	団体	2	2	2	2
	ボランティア活動団体への周知・啓発	土岐市社会福祉協議会に登録のあるボランティア活動団体に対し、男女共同参画 に関する既存の推進チラシを配布する。				福祉課	ボランティア団体の男女共同参画 に関する認知度	%	－	20	80	100		
	2 女性の視点を取り 入れた防災活動 の推進	女性の視点を取り入れた出前講座の実施			女性の視点の重要性を含めた防災出前講座を実施する。	危機管理室	女性の視点の重要性を含めた内容 の出前講座の参加者数	人	330	350	350	400		
		防災分野における女性人材の育成・活動促進			防災会議や自主防災組織への女性の参画を推進する。 女性防災士を育成する。		女性の防災士登録者数	人	32	38	38	45		
		多様なニーズに配慮した避難所運営												

基本 目標	施策の方針		施策	実施事業	具体的な事業の内容	担当課	取組の推進状況を測る指標	単位	基準 値 R4	目標 値 R6	中間 値 R10	目標 値 R15	
3 ワーク・ ライフ・ バランスの 実現	1	働き方改革 の推進	1	多様で柔軟な働 き方の促進	働き方改革に関する情報提供	事業所に対し、働き方改革に関する法令や、岐阜県や岐阜労働局等が主催する相談支援窓口やセミナーなどの情報提供を行う。	産業振興課	「新はつらつ職場づくり宣言」登録企業数	社	10	11	15	20
					特定事業主行動計画の推進(※)	育児休業について周知し、育児と両立した職業生活を推進する。	人事課	制度が利用可能な男性職員の育児休業の割合	%	6.7	13	13	15
	2	家庭における男女共同 参画の推進	1	男性の家事・育 児・介護への参 画の推進	家事・育児講座の開催	「ときめつく」においてパパに向けた講座を開催する。	こども家庭課	男性(父親)の参加者数	人	-	20	25	30
						PTA主催行事において、男性の参加が増えるような代替行事の紹介、啓発を行う。	学校教育課	PTA主催行事への男性(父親)の参加比率	%	35	38	50	60
						妊娠期に男性の育児参加促進を目的としたパパママクラスを開催する。(内容:助産師による出産の話、赤ちゃん人形の抱っこ体験、お父さんの妊婦体験、お風呂の入れ方体験等)	健康推進課	妊娠された世帯のパパママクラスへの男性(父親)の参加比率	%	11.1	15	15	15
						母子健康手帳交付の際に、岐阜県が作成した父子手帳(育児に関する冊子)を配布する。	こども家庭課	父子手帳配布率	%	100	100	100	100
					男性の育児休業の取得促進	岐阜県等が実施するイクメン・イクボス講座等の情報提供を行い、受講を促す。	産業振興課	情報提供の実施回数	回	0	1	3	3
						ホームページや関係団体を通じて「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度の周知を行う。		「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」市内登録企業数	社	34	37	50	70
					男性職員の育児休業の取得促進(※)	男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇について周知し、取得を促進する。	人事課	制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合	%	80	85	90	100
			2	子育て・介護支援 策の充実	介護休業制度等に関する情報提供	望まない介護離職を防ぐため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対し、仕事と介護の両立支援制度等に関する概要を説明し、リーフレットを配布する。	高齢介護課	家族介護者へのリーフレット配布数	部	-	100	500	1000
					ファミリー・サポート・センターの充実	子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりのサポートを受けたい者とサポートを行いたい者とのマッチングを行い、子育て世帯へのきめ細かな支援を行う。	こども家庭課	サポート会員数及び両方会員数	人	80	100	100	110
					多様なライフスタイルに合わせた放課後教室の運営	児童に放課後の安全な居場所を提供し、保護者のニーズに合わせたきめ細かな支援を行う。	こども家庭課	全児童に対する放課後教室登録割合	%	28.7	28.7	28.7	28.7
					子育て講座・教室の充実	育児に悩む保護者を対象に親支援プログラムを開催し、不安の解消、子育てスキルの習得、仲間作りなど育児支援を行う。	こども家庭課	講座の開催クール数	クール	4	4	5	5
						安心して子育てができるよう、子育てに関する知識などについて学ぶ目的のため教室(離乳食教室、7か月児教室、1歳すくすく教室、2歳の食育教室など)を開催する。	健康推進課	教室の参加者数	人	207	392	392	392
					ひとり親家庭等の支援の充実	ひとり親家庭等の子どもを対象とする学習支援事業を実施し、学びの場や居場所を提供する。	こども家庭課	—	-	-	-	-	-
					相談事業の充実	育児に関する相談会を定期的に開催する。相談会の開催を市ホームページで周知する。	こども家庭課	地域子育て支援拠点での相談件数	件	12	24	30	30
								育児関連相談会の開催回数	回	0	10	20	20
							専門職による妊産婦乳幼児健康相談を開催し、妊産婦または乳幼児の健康や子育てに関する不安や悩みなどを軽減する。	健康推進課	相談者数	人	710	800	800

基本目標	施策の方針		施策	実施事業	具体的な事業の内容	担当課	取組の推進状況を測る指標	単位	基準値 R4	目標値 R6	中間値 R10	目標値 R15
4 配偶者等からの暴力のない社会づくり	1	DV防止の意識づくり	1 DV防止に関する意識啓発の推進	DV(デートDV)の理解促進のための啓発講座の開催	各小・中学校の要望に応じて、出前講座を実施する。	学校教育課	—	—	—	—	—	—
				市広報紙等による情報提供	市広報紙にて啓発を行う。	市民活動課	市広報紙の掲載回数	回	2	2	2	2
				若年者に向けた周知・啓発	DVの相談先等を記載した啓発物品を作成し、若年者に配布し啓発を行う。	市民活動課	啓発の実施回数	回	1	1	1	1
				児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供	生徒指導主事を対象にDVに関する研修会を実施し、研修内容を所属学校で他の教員にむけて伝達する。	学校教育課	研修の実施回数	回	—	1	1	2
	2	相談・支援体制の充実	1 相談・支援体制の充実	相談窓口の啓発、情報提供	「女性相談のしおり」「DV相談ナビ」のチラシ等を育児講座等で配布するなど、相談窓口の情報提供を行う。	こども家庭課	—	—	—	—	—	—
				被害者の緊急避難の支援	緊急避難が必要な場合に備え一時避難の受入場所を確保し、避難させる体制を常に整える。	こども家庭課	—	—	—	—	—	—
			2 関係機関等との連携	要保護児童・DV対策地域協議会の開催	代表者会議・実務者会議をそれぞれ実施し、情報交換等を行う。	こども家庭課	会議の開催回数	回	3	5	3	3
				国や県が主催するDV対策関係の会議や研修への参加	県主催の圏域DV協議会に参加し、情報交換等を行う。	こども家庭課	DVに係る研修会への参加回数	回	1	1	1	1

※は市職員のための事業